

松江市福祉医療費助成制度のご案内

（重度の障がい者）

制度の内容

助成対象者の医療費自己負担の一部を助成します。（保険適用外の費用や、入院時の食事代は助成対象外です）

対象となる方（所得制限あり）

- ① 身体障害者手帳の総合等級１・２級をお持ちの方
- ② 療育手帳の判定等級Ａをお持ちの方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の１級をお持ちの方
- ④ 65歳以上で３ヶ月以上ねたきりの方【ただし、認定から１年間のみ対象】
（３ヶ月以上常時臥床し、日常生活に介護が必要であり、今後もその状態が継続する見込みの方）
- ⑤ 身体障害者手帳の総合等級３・４級で、知的障がいのある方
（18歳までの発達期から知的障がいがあり、現在の知能検査結果が概ねIQ50以下）
- ⑥ 身体障害者手帳の総合等級３・４級と、精神障害者保健福祉手帳の２級をお持ちの方
- ⑦ 精神障害者保健福祉手帳の２級で、知的障がいのある方
（18歳までの発達期から知的障がいがあり、現在の知能検査結果が概ねIQ50以下）

申請の手続き

障がい者福祉課又は各支所市民生活課の窓口へ交付申請書（必要書類添付）を提出してください。助成対象の方に福祉医療費医療証（資格証）を交付します。

【お問い合わせ・受付窓口】

松江市役所 障がい者福祉課 障がい者福祉係
〒690-8540 松江市末次町86番地
TEL 0852-55-5945
FAX 0852-55-5309
E-mail: s-fukushi@city.matsue.lg.jp

各支所 市民生活課

鹿島支所 TEL 55-5704 FAX 55-5719	玉湯支所 TEL 55-5784 FAX 62-3015
島根支所 TEL 55-5724 FAX 85-3184	宍道支所 TEL 55-5804 FAX 55-5819
美保関支所 TEL 55-5744 FAX 72-2115	八束支所 TEL 55-5824 FAX 55-5839
八雲支所 TEL 55-5764 FAX 55-5779	東出雲支所 TEL 55-5844 FAX 52-2416

資格の更新手続き

福祉医療費医療証（資格証）は毎年資格更新の手続きが必要です（更新日10月1日）。提出いただいた更新申請書（必要書類等添付）に基づいて資格を判定し、助成対象の方に医療証（資格証）を交付します。

申請（交付・更新）に必要なもの

- ・保険証（マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせ 等）
（※ 健康保険・後期高齢者医療等、医療保険の加入状況が分かるもの）
- ・遺族年金、障害年金などの非課税年金の収入金額のわかるもの（受給している方）
- ・障がいの程度を証明するもの
 - ① 重度の身体障がいのある方…身体障害者手帳
 - ② 重度の知的障がいのある方…療育手帳
 - ③ 重度の精神障がいがある方…精神障害者保健福祉手帳
 - ④ 65歳以上でねたきりの方…医師の診断書・民生委員の意見書(様式第15号)
または、要介護5の介護保険証の写し
- ⑤ 身体障がいと知的障がい重複し重度と認められる方
…身体障害者手帳、療育手帳（※判定機関での検査・判定等が必要です）
- ⑥ 身体障がいと精神障がい重複し重度と認められる方
…身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳
- ⑦ 精神障がいと知的障がい重複し重度と認められる方
…精神障害者保健福祉手帳、療育手帳（※判定機関での検査・判定等が必要です）
- ・申請者及び同一世帯の方のマイナンバー（個人番号）がわかるもの
- ・手続きに来られる方の身分証明書
…運転免許証など官公署等から発行された顔写真付きの証明書等

医療費の自己負担額

原則1割負担で、負担区分による限度額があります。

※院外処方の薬代や補装具、訪問看護（医療保険適用のものに限る）、療養費（医師の診断書が必要）などの自己負担はありません。

負担区分と負担限度額（1医療機関1ヶ月あたり）

負担区分	負担限度額	
	入院	通院
住民税課税世帯	20,000円	6,000円
住民税非課税世帯	2,000円	1,000円
20歳未満（申請・更新時）	2,000円	1,000円

福祉医療証（資格証）の使い方

（１）県内

医療機関（病院・診療所・薬局など）の窓口へ、福祉医療証（資格証）を提示してください。

その他にも各種医療制度の医療証などをお持ちの方は、一緒に提示してください。

（２）県外

県外の医療機関では、原則、福祉医療証（資格証）が使用できません。

一度、健康保険（後期高齢者医療等）やその他の医療制度の医療証など（お持ちの方）で医療費をお支払いいただき、福祉医療証（資格証）との差額は還付請求をしてください。

※ 福祉医療証（資格証）の提示漏れなどによる福祉医療証（資格証）との差額がある場合も還付請求をしてください。

※ なお、鳥取県・山口県・広島県の医療機関の一部では、福祉医療証（資格証）が使用できます。くわしくは、松江市ホームページをご覧ください。

届出が必要なとき

次のようなときは必ず届出をしてください。届出には（ ）のものがが必要です。

①住所氏名が変わったとき（福祉医療証）

②加入している健康保険が変わったとき（マイナ保険証または資格確認書、福祉医療証）

③後期高齢者医療証の交付を受けたとき（マイナ保険証または資格確認書、福祉医療証）

④紛失などにより医療証の再交付を受けるとき（マイナ保険証または資格確認書）

⑤転出などにより受給資格を喪失したとき（福祉医療証）

⑥交通事故にあったとき（福祉医療証）

※ 世帯構成に変更があった場合、届出により負担限度額が変更になる場合があります。その際はご相談ください。

医療費の還付について

還付請求の期限は、領収日から２年以内です。請求の際は、次のものをお持ちください。

①領収証（受診者氏名、受診期間、保険診療点数、自己負担額、領収印の記載等があるもの。）

※健康保険からの附加給付がある場合は、支給明細などの給付額が分かるものも必要

②通帳・カードなどの振込先のわかるもの

③福祉医療証（資格証）

④保険証（マイナ保険証・資格確認書など医療保険の加入状況がわかるもの）

⑤診断書（治療用装具の場合のみ）

高額療養費支給申請書の提出について

入院などで医療費が高額になった場合に、医療保険が負担する高額療養費を福祉医療が肩代わりして負担することがあります。

このときは、健康保険に肩代わり分を請求するために高額療養費支給申請書の提出をお願いすることがあります。指定箇所に押印のうえ、ご提出をお願いいたします。

後期高齢者医療に加入される方は、加入時にご提出いただくと以後の提出は不要です。

重度の障がい者の所得制限について

２０歳以上の方（交付・更新時）には、所得制限があります。（**本人所得のみ**）

このため、交付・更新時から次の更新時（翌年の６月３０日）までの間は、福祉医療証（資格証）の交付を受けることができない場合があります。

（１） 所得制限の基準額

扶養親族等の数	所得制限基準額 （総所得等－控除）
０人	３，７５８千円
１人	４，１３８千円
２人	４，５１８千円
３人	４，８９８千円
４人	５，２７８千円

① 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族 １人につき１０万円を加算

② 特定扶養親族及び１６歳以上１９歳未満の扶養親族 １人につき２５万円を加算

以下、扶養親族が１人増えるごとに制限額が３８万円ずつあがります。

※ 扶養親族には、年少扶養親族（１６歳未満）も含まれます。

（２） 所得の範囲

① 総所得

遺族年金や障害年金などの非課税年金も、課税年金と合わせて年金収入とみなします。

また、その収入額を６５歳未満の公的年金の所得換算式で所得に換算します。

年金収入額と所得換算式

年金収入額	６０万円未満	６０万円超 １３０万円未満	１３０万円超 ４１０万円未満	４１０万円超 ７７０万円未満	７７０万円超
所得換算式	０	年金収入額 －６０万円	年金収入額×０.７５ －２７.５万円	年金収入額×０.８５ －６８.５万円	年金収入額×０.９５ －１４５.５万円

※ただし、給与所得及び公的年金等に係る所得の金額の合計から最大１０万円が控除されます。

② 土地等の譲渡等に係る事業所得等の金額

③ 土地建物等の短期譲渡所得の金額

④ 土地建物等の長期譲渡所得の金額

⑤ 退職所得

⑥ 山林所得

⑦ 商品先物取引に係る雑所得等の金額

（３） 控除の範囲

所得制限に該当するか否かは、「（２）の①から⑥の総所得等から、次の控除を差し引いたもの」を

「（１）所得制限の基準額」に照らして判定します

控除項目	控除額
雑損控除	その額
医療費控除	その額
小規模企業共済等掛金控除	その額
社会保険料控除	その額
配偶者特別控除	その額

控除項目		控除額
扶養控除対象配偶者及び扶養親族	障害者	１人 ２７万円
	特別障害者	１人 ４０万円
本人	ひとり親	３５万円
	寡婦	２７万円
	勤労学生	２７万円
その他	肉用牛の売却による農業所得で税の免除を受けている場合	免除に係る所得額
	開墾地等の農業所得の免除を受けた場合	その額